

総官総第164号
平成26年8月6日

各都道府県総務部長
各指定都市総務局長
(文書担当課扱い)

} 殿

総務省大臣官房総務課長
(公印省略)

「地方自治事項」の官報掲載について（通知）

「地方自治事項」の官報掲載については、「「地方自治事項」の官報掲載要領」（昭和52年6月16日付け自治文第94号。以下「官報掲載要領」という。）により取り扱ってきたところですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「地教行法改正法」という。）の施行等に伴い、官報掲載要領の一部を別紙のとおり改正し、地教行法改正法に係る改正部分については平成27年4月1日から、その他改正部分については本日から施行することとしたので通知します。

なお、下記の事項につき御留意願います。

記

1 地教行法改正法関係

(1) 概要

教育長に係る様式第5号による官報掲載は不要とするとともに、その他所要の改正を行った。

(2) 経過措置

平成27年4月1日以降最初に地教行法改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき教育長が任命された場合における、様式第7号による官報掲載は、次の例によること。

例：

○教育委員会教育長任命

×月×日次の者が任命された。

教育委員会教育長 ○○ ○○

2 その他

従前から、官報掲載要領に掲げる事項の官報掲載を希望するときは、同要領に定める様式により官報掲載原稿を送付することとしていたところ、その旨を明確にするとともに、その他所要の改正を行った。

担 当：総務省大臣官房総務課審査・調整第2係

水谷 健一郎

電 話：03-5253-5088

F A X：03-5253-5093

E-mail：k2.mizutani@soumu.go.jp

「地方自治事項」の官報掲載要領

一 官報掲載事項、掲載の範囲及び原稿記載様式

官報掲載は、次の表の上欄に掲げる事項について、同表の中欄に掲げる団体が、それぞれ同表の下欄に掲げる原稿記載の様式によるものとする。

掲 載 事 項	掲載の範囲	原稿記載の様式
1 地方自治法第十四条第二項に規定する条例 地方自治法第十四条第二項に規定する条例の制定又は改廃ただし、条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に掲載の必要があるものに限る。	都道府県・指定都市	様式第一号
2 地方税 地方税法第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定若しくは裁決をした場合のその要旨	都道府県・市町村	様式第二号
3 選挙 長の選挙の結果	都道府県・指定都市	様式第三号
4 住民投票 地方自治法第二百六十一条の規定による住民投票の経過及び結果	都道府県・指定都市	様式第四号
5 人事異動 一 副知事及び会計管理者 二 副市長及び会計管理者 三 長の直近下位の内部組織の長の 四 議会の議長及び副議長並びに事務局長 五 教育委員会の教育長及び委員 六 公安委員会の委員 七 選挙管理委員会の委員 八 監査委員、人事委員会委員、労働委員会委員及び収用委員会委員並びにこれらの事務局の長	都道府県 指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市	様式第五号 様式第五号 様式第五号 様式第六号又は第五号 様式第七号又は第九号 様式第七号又は第九号 様式第八号 様式第七号若しくは第九号又は第五号
6 事務所 都道府県及び市町村の主たる事務所の設置又は変更	都道府県・市町村	様式第十号

(注) 1 表中の指定都市とは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市をいう。
 2 表第五項第三号の長の直近下位の内部組織の長とは、地方自治法第百五十八条の組織の長のいい、公営企業管理者を含む。

二 官報掲載手続

- 1 地方公共団体において一に掲げる事項の官報掲載を希望するときには、都道府県及び管内市町村（指定都市を除く。）の分については都道府県官報報告主任が、指定都市の分については指定都市官報報告主任が、それぞれ所定の様式によって正確かつ明りように官報掲載原稿を作成し、総務省大臣官房総務課へ三部送付するものとし、同課において取りまとめの上、独立行政法人国立印刷局へ送付するものとする。
当該原稿は、時機を失することのないよう速やかに送付すること。
特に、人事異動については、国の行政機関等に係る職員と併せて「人事異動欄」に掲載するため、発令日から一週間以内（発令日から起算する。）に到達したものを以外は、原則として掲載できないものであること。
- 2 官報掲載事項に誤りがあった場合は、1の手続に準じて、速やかに訂正の手続を執ること。
- 3 官報掲載原稿の様式は、次のとおりである。

様式第一号 (地方自治法第十四条第二項に規定する条例)

××県(市)

○地方自治法第十四条第二項に規定する条例

次の条例を制定し、×月×日公布した。

××××××××条例(××県(市) 条例第××号)

(・・・・・・)

第一条・・・・・・・・・・

様式第二号 (地方税)

(不服申立てがあった場合)

××県(市・町・村)

○地方税

××税について、次のとおり不服申立てがあった。

- 一 不服申立人の住所及び氏名
- 二 不服申立てがあった日
- 三 不服申立ての目的となった処分
- 四 不服申立ての概要
- 五 関係地方公共団体名
- 六 その他必要な事項

(不服申立てに対する決定又は裁決をした場合)

××県(市・町・村)

○地方税

×月×日第×号紙に掲載された不服申立てについて次のとおり決定(裁決)した。

- 一 不服申立人の住所及び氏名
- 二 不服申立てがあった日
- 三 不服申立ての目的となった処分
- 四 関係地方公共団体名
- 五 決定(裁決)の日
- 六 決定(裁決)の内容
- 七 その他必要な事項

様式第三号 (選挙の結果)

××県(市)

○選挙

×月×日知事(市長)の選挙を行った結果、次の者が当選した。
・・・・・・(党)(男女)

様式第四号 (住民投票)

××県(市)

○住民投票

平成××年×月×日地方自治法第二百六十一条の規定により行われた投票の経過及び結果は、次のとおりである。

- 一 経過.....
- 二 結果.....
- 有権者数.....
- 投票者数.....
- 賛成者数.....
- 反対者数.....

様式第五号 (人事異動)

××県(市)

新

.....
.....

旧

(.....)
(.....)

氏 氏

(以上×月×日) 名 名

(注) 様式第五号

- 1 発令年月日順に記載することとし(同順に辞職が含まれる場合は辞職を先行させる。)、同一年月日の発令者が二人以上にわたる場合には発令月日の記載を(以上×月×日)とする(一人の場合は「以上」は記載しない。)
- 2 職員がその意により退職した場合は、上段の記載を「辞職」とする。異動事由が任期満了(定年退職・死亡退職)である場合は、上段に「任期満了(定年退職・死亡退職)」と記載する。
- 3 旧職が一の表第五項各号に掲げる職でない場合は、下段は職員等(旧職が一般企業等の場合は空欄とすること。)とし、()を付さずに記載する。
- 4 ただし、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者については、×事務官又は×技官として()を付して記載する。
- 5 同じ表現や役職が続く場合は「同」を使用する。
- 6 「○○事務取扱」等は掲載できない。役職が「○○兼××」等の場合は、○○部分だけを記載し、××部分は削る。

様式第六号 (人事異動)

××県(市)

○議長(副議長) 選挙

○○○○議長(副議長) は、×月×日辞職し¹、欠員であったところ、×月×日次の者が選挙された。

議長(副議長)

氏

名

様式第七号 (人事異動)

××県(市)

○××委員会委員(教育委員会教育長・監査委員) 任命(選任)

○○○○委員(教育長) は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)¹、欠員であったところ、×月×日次の者が任命²(選任)された。

××委員会委員(教育委員会教育長・監査委員)

氏

名

様式第八号 (人事異動)

××県(市)

○選挙管理委員会委員選挙(補欠)

○○○○委員は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)¹、欠員であったところ、×月×日次の者が選挙(補欠)された。

選挙管理委員会委員

氏

名

様式第九号 (人事異動)

××県(市)
○××委員会委員(教育委員会教育長・監査委員)再任
○○○○○委員(教育長)は、×月×日再任された。

注 (様式第六号、様式第九号)

- 1 (1) は前任者が退職し、後任者が任命等されるまで二日以上期間があった場合に、²(2) は監査委員及び人事委員会委員の異動の場合に記載すること。
- 2 異動日が同じ月であれば「×月×日辞職し、同月×日」等とする。
また、同日であれば「×月×日辞職し、同日」等とする。
- 3 二名の場合は「○○委員及び○○委員」と、三名以上の場合は「○○委員、○○委員及び○○委員」等とする。
- 4 様式第八号において、任期満了する前に選挙が行われた場合は「×月×日任期満了となるため、×月×日次の者が選挙された。」とする。

様式第十号 (事務所)

××県(市・町・村)

○事務所

平成××年×月×日××を次の位置に設置した(変更した)。

・・・・・

注 年月日は、事務所の位置を定める(変更する)条例の施行期日によること。

三 その他の注意事項

- 1 難しい字は、正確で、わかりやすく書くようにする。
- 2 事前にファクシミリで送る場合には、必ず正式な用紙を用い、後日正式な文書を送付する。
- 3 用紙に書く際、「様式第○号」「人事異動」等の文字は入れない。
- 4 氏名の書き方は次の例による。

例

○○○
○○○
○○○
○○○

【人事異動】

○議長（副議長）選挙

○議長（副議長）は、○月○日辞職し（任期満了し）、欠員であったところ、○月○日次の者が選挙された。
議長（副議長） ○ ○ ○

○教育委員会委員（教育長）任命

○委員（教育長）は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）、欠員であったところ）、○月○日次の者が任命された。
教育委員会委員（教育長） ○ ○ ○

○公安委員会委員任命

○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）、欠員であったところ）、○月○日次の者が任命された。
公安委員会委員 ○ ○ ○

○選挙管理委員会委員選挙（補充）

○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）、欠員であったところ）、○月○日次の者が選挙（補充）された。
選挙管理委員会委員 ○ ○ ○

○監査委員選任

○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）、欠員であったところ）、○月○日次の者が選任された。
監査委員 ○ ○ ○

○人事委員会委員選任

○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）、欠員であったところ）、○月○日次の者が選任された。
人事委員会委員 ○ ○ ○

○労働委員会委員任命

○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）、欠員であったところ）、○月○日次の者が任命された。
労働委員会委員 ○ ○ ○

○収用委員会委員任命

○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）、欠員であったところ）、○月○日次の者が任命された。
収用委員会委員 ○ ○ ○

○XX委員会委員（監査委員）再任

○委員は、○月○日再任された。

【地方自治事項】

○県（市・町・村）

○事務所

平成○年○月○日○○市役所（役場）を次の位置に設置した（変更した）。
○県○○郡○○町○○○

○県（市）

○選挙

○月○日知事（市長）の選挙を行った結果、次の者が当選した。
○○○○○○○○○○○○（男女）

「地方自治事項」の官報掲載要領 新旧対照表

改正後

改正前

「地方自治事項」の官報掲載要領
 一 官報掲載事項、掲載の範囲及び原稿記載様式
 官報掲載は、次の表の上欄に掲げる事項について、同表の中欄に掲げる団体が、それぞれ同表の下欄に掲げる原稿記載の様式によるものとする。

「地方自治事項」の官報掲載要領
 一 官報掲載事項、掲載の範囲及び原稿記載様式
 官報掲載は、次の表の上欄に掲げる事項について、同表の中欄に掲げる団体が、それぞれ同表の下欄に掲げる原稿記載の様式によるものとする。

掲載事項	掲載の範囲	原稿記載の様式
1 地方自治法第十四条第二項に規定する条例 地方自治法第十四条第二項に規定する条例の制定又は改廃 ただし、条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に掲載の必要があるものに限る。	都道府県・指定都市	様式第一号
2 地方税 地方税法第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定若しくは裁決をした場合のその要旨	都道府県・市町村	様式第二号
3 選挙 長の選挙の結果	都道府県・指定都市	様式第三号
4 住民投票 地方自治法第二百六十一条の規定による住民投票の経過及び結果	都道府県・指定都市	様式第四号
5 人事異動 一 副知事及び会計管理者 二 副市長及び会計管理者 三 長の直近下位の内部組織の長の職務局長 四 議会の議長及び副議長並びに事務局長 五 教育委員会の教育長及び委員 六 公安委員会の委員 七 選挙管理委員会の委員	都道府県 指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市	様式第五号 様式第五号 様式第五号 様式第六号又は第五号 様式第七号又は第九号 様式第七号又は第九号 様式第八号

掲載事項	掲載の範囲	原稿記載の様式
1 地方自治法第十四条第二項に規定する条例 地方自治法第十四条第二項に規定する条例の制定又は改廃 ただし、条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に掲載の必要があるものに限る。	都道府県・指定都市	様式第一号
2 地方税 地方税法第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定若しくは裁決をした場合のその要旨	都道府県・市町村	様式第二号
3 選挙 長の選挙の結果	都道府県・指定都市	様式第三号
4 住民投票 地方自治法第二百六十一条の規定による住民投票の経過及び結果	都道府県・指定都市	様式第四号
5 人事異動 一 副知事及び会計管理者 二 副市長及び会計管理者 三 長の直近下位の内部組織の長の職務局長 四 議会の議長及び副議長並びに事務局長 五 教育委員会の委員及び教育長 六 公安委員会の委員 七 選挙管理委員会の委員	都道府県 指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市 都道府県・指定都市	様式第五号 様式第五号 様式第五号 様式第六号又は第五号 様式第七号若しくは第九号又は第五号 様式第七号又は第九号 様式第八号

八 監査委員、人事委員会委員、労働委員会委員及び収用委員会委員並びにこれらの事務局長	都道府県・指定都市	様式第七号若しくは第九号又は第五号
6 事務所 都道府県及び市町村の主たる事務所の設置又は変更	都道府県・市町村	様式第十号

(注) 1 表中の指定都市とは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市をいう。
2 表第五項第三号の長の直近下位の内部組織の長とは、地方自治法第五十八条の組織の長をいい、公営企業管理者を含む。

二 官報掲載手続

- 1 地方公共団体において一に掲げる事項の官報掲載を希望するときは、都道府県及び管内市町村(指定都市を除く。)の分については都道府県官報報告主任が、指定都市の分については指定都市官報報告主任が、それぞれ所定の様式によって正確かつ明りように官報掲載原稿を作成し、総務省大臣官房総務課へ三部送付するものとし、同課において取りまとめの上、独立行政法人国立印刷局へ送付するものとする。
当該原稿は、時機を失することのないよう速やかに送付すること。
特に、人事異動については、国の行政機関等に係る職員と併せて「人事異動欄」に掲載するため、発令日から一週間以内(発令日から起算する。)に到達したものを以外は、原則として掲載できないものであること。
- 2 官報掲載事項に誤りがあった場合は、1の手続に準じて、速やかに訂正の手続を執ること。
- 3 官報掲載原稿の様式は、次のとおりである。

様式第一号 (地方自治法第十四条第二項に規定する条例)

××県(市)
地方自治法第十四条第二項に規定する条例
次の条例を制定し、×月×日公布した。
××××××××条例(××県(市) 条例第××号)
(・・・・・・・・)

様式第二号 (地方税)

(不服申立てがあった場合)
××県(市・町・村)
地方税
××税について、次のとおり不服申立てがあった。
一 不服申立人の住所及び氏名
二 不服申立てがあった日
三 不服申立ての目的となった処分

八 監査委員、人事委員会委員、労働委員会委員及び収用委員会委員並びにこれらの事務局長	都道府県・指定都市	様式第七号若しくは第九号又は第五号
6 事務所 都道府県及び市町村の主たる事務所の設置又は変更	都道府県・市町村	様式第十号

(注) 1 表中の指定都市とは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市をいう。
2 表第五項第三号の長の直近下位の内部組織の長とは、地方自治法第五十八条の組織の長をいい、公営企業管理者を含む。

二 官報掲載手続

- 1 地方公共団体において一に掲げる官報掲載事項がある場合には、都道府県及び管内市町村(指定都市を除く。)の分については都道府県官報報告主任が、指定都市の分については指定都市官報報告主任が、それぞれ所定の様式によって正確かつ明りように官報掲載原稿を作成し(ワープロ入力原則とする。)、総務省大臣官房総務課へ三部送付するものとし、同課において取りまとめの上、独立行政法人国立印刷局へ送付するものとする。
当該原稿は、時機を失することのないよう速やかに送付すること。
特に、人事異動については、国の行政機関等に係る職員と併せて「人事異動欄」に掲載するため、発令日から一週間以内(発令日から起算する。)に到達したものを以外は、原則として掲載できないものであること。
- 2 官報掲載事項に誤りがあった場合は、1の手続に準じて、速やかに訂正の手続を執ること。
- 3 官報掲載原稿の様式は、次のとおりである。

様式第一号 (地方自治法第十四条第二項に規定する条例)

××県(市)
地方自治法第十四条第二項に規定する条例
次の条例を制定し、×月×日公布した。
××××××××条例(××県(市) 条例第××号)
(・・・・・・・・)

様式第二号 (地方税)

(不服申立てがあった場合)
××県(市・町・村)
地方税
××税について、次のとおり不服申立てがあった。
一 不服申立人の住所及び氏名
二 不服申立てがあった日
三 不服申立ての目的となった処分

- 四 不服申立ての概要
- 五 関係地方公共団体名
- 六 その他必要な事項

(不服申立てに対する決定又は裁決をした場合)

××県(市・町・村)

地方税

- 一 ×月×日第×号紙に掲載された不服申立てについて次のとおり決定(裁決)した。
- 二 不服申立人の住所及び氏名
- 三 不服申立てがあった日
- 四 不服申立ての目的となった処分
- 五 関係地方公共団体名
- 六 決定(裁決)の日
- 七 決定(裁決)の内容
- その他必要な事項

様式第三号 (選挙の結果)

××県(市)

選挙

×月×日知事(市長)の選挙を行った結果、次の者が当選した。

・ ・ ・ ・ ・ (・ ・ ・ ・ ・ 党) (男女)

様式第四号 (住民投票)

××県(市)

○住民投票

平成××年×月×日地方自治法第二百六十一条の規定により行われた投票の経過及び結果は、次のとおりである。

- 一 経過 ・ ・ ・ ・ ・
- 二 結果 ・ ・ ・ ・ ・
- 有権者数 ・ ・ ・ ・ ・
- 投票者数 ・ ・ ・ ・ ・
- 賛成者数 ・ ・ ・ ・ ・
- 反対者数 ・ ・ ・ ・ ・

様式第五号 (人事異動)

××県(市)

新

・ ・ ・ ・ ・

旧

(・ ・ ・ ・ ・)

氏 氏

(以上×月×日)

(注) 様式第五号

1 発令年月日順に記載することとし(同順に辞職が含まれる場合は 辞職を先行させる。)、同一月日の発令者が二人以上にわたる場合には発令月日の記載を(以上×月×日)とする(一人の場合は「以上」は記載しない。)

- 四 不服申立ての概要
- 五 関係地方公共団体名
- 六 その他必要な事項

(不服申立てに対する決定又は裁決をした場合)

××県(市・町・村)

地方税

- 一 ×月×日第×号紙に掲載された不服申立てについて次のとおり決定(裁決)した。
- 二 不服申立人の住所及び氏名
- 三 不服申立てがあった日
- 四 不服申立ての目的となった処分
- 五 関係地方公共団体名
- 六 決定(裁決)の日
- 七 決定(裁決)の内容
- その他必要な事項

様式第三号 (選挙の結果)

××県(市)

選挙

×月×日知事(市長)の選挙を行った結果、次の者が当選した。

・ ・ ・ ・ ・ (・ ・ ・ ・ ・ 党) (男女)

様式第四号 (住民投票)

××県(市)

○住民投票

平成××年×月×日地方自治法第二百六十一条の規定により行われた投票の経過及び結果は、次のとおりである。

- 一 経過 ・ ・ ・ ・ ・
- 二 結果 ・ ・ ・ ・ ・
- 有権者数 ・ ・ ・ ・ ・
- 投票者数 ・ ・ ・ ・ ・
- 賛成者数 ・ ・ ・ ・ ・
- 反対者数 ・ ・ ・ ・ ・

様式第五号 (人事異動)

××県(市)

新

・ ・ ・ ・ ・

旧

(・ ・ ・ ・ ・)

氏 氏

(以上×月×日)

(注) 様式第五号

1 発令年月日順に記載することとし(同順に辞職が含まれる場合は 辞職を先行させる。)、同一月日の発令者が二人以上にわたる場合には発令月日の記載を(以上×月×日)とする(一人の場合は「以上」は記載しない。)

2 職員がその意により退職した場合は、上段の記載を「辞職」とする。異動事由が任期満了（定年退職・死亡退職）である場合は、上段に「任期満了（定年退職・死亡退職）」と記載する。

3 旧職が一の表第五項各号に掲げる職でない場合は、下段は職員等（旧職が一般企業等の場合は空欄とすること。）とし、（ ）を付さない。

ただし、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者については、×事務官又は××技官として（ ）を付して記載する。

4 同じ表現や役職が続く場合は「同」を使用する。

5 「〇〇事務取扱」等は掲載できない。

6 役職が「〇〇兼××」等の場合は、〇〇部分だけを記載し、××部分は削る。

様式第六号 (人事異動)

××県(市)

〇議長(副議長) 選挙

〇〇〇〇議長(副議長) は、×月×日辞職し¹、欠員であったところ、×月×日次の者が選挙された。

議長(副議長) 氏 名

様式第七号 (人事異動)

××県(市)

〇××委員会委員(教育委員会教育長・監査委員) 任命(選任)

〇〇〇〇委員(教育長) は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)¹、欠員であったところ、×月×日次の者が任命²(選任)された。

××委員会委員(教育委員会教育長・監査委員) 氏 名

様式第八号 (人事異動)

××県(市)

〇選挙管理委員会委員選挙(補欠)

〇〇〇〇委員は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)¹、欠員であったところ、×月×日次の者が選挙(補欠)された。

選挙管理委員会委員 氏 名

様式第九号 (人事異動)

××県(市)

〇××委員会委員(教育委員会教育長・監査委員) 再任

〇〇〇〇委員(教育長) は、×月×日再任された。

(注) 様式第六号～様式第九号

1 () は前任者が退職してから後任者が任命等されるまで二日以上期間があった場合

2 職員がその意により退職した場合は、上段の記載を「辞職」とする。異動事由が任期満了（定年退職・死亡退職）である場合は、上段に「任期満了（定年退職・死亡退職）」と記載する。

3 旧職が一の表第五項各号に掲げる職でない場合は、下段は職員等（旧職が一般企業等の場合は空欄とすること。）とし、（ ）を付さない。

ただし、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者については、×事務官又は××技官として（ ）を付して記載する。

4 同じ表現や役職が続く場合は「同」を使用する。

5 「〇〇事務取扱」等は掲載できない。

6 役職が「〇〇兼××」等の場合は、〇〇部分だけを記載し、××部分は削る。

様式第六号 (人事異動)

××県(市)

〇議長(副議長) 選挙

〇〇〇〇議長(副議長) は、×月×日辞職し¹、欠員であったところ、×月×日次の者が選挙された。

議長(副議長) 氏 名

様式第七号 (人事異動)

××県(市)

〇××委員会委員() 監査委員) 任命(選任)

〇〇〇〇委員() は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)¹、欠員であったところ、×月×日次の者が任命²(選任)された。

××委員会委員() 監査委員) 氏 名

様式第八号 (人事異動)

××県(市)

〇選挙管理委員会委員選挙(補欠)

〇〇〇〇委員は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)¹、欠員であったところ、×月×日次の者が選挙(補欠)された。

選挙管理委員会委員 氏 名

様式第九号 (人事異動)

××県(市)

〇××委員会委員() 監査委員) 再任

〇〇〇〇委員() は、×月×日再任された。

(注) 様式第六号～様式第九号

1 () は前任者が退職してから後任者が任命等されるまで二日以上期間があった場合

に、²()は監査委員及び人事委員会委員の異動の場合に記載すること。

2 異動日が同じ月であれば「×月×日」等とする。
また、同日であれば「×月×日」等とする。

3 二名の場合は「○○委員及び○○委員」と、三名以上の場合は「○○委員、○○委員及び○○委員」等とする。

4 様式第八号において、任期満了する前に選挙が行われた場合は「×月×日任期満了となるため、×月×日次の者が選挙された。」とする。

様式第十号 (事務所)

××県(市・町・村)

○事務所

平成××年×月×日××を次の位置に設置した(変更した)。

注 年月日は、事務所の位置を定める(変更する)条例の施行期日によること。

三 その他の注意事項

- 1 難しい字は、正確で、わかりやすく書くようにする。
- 2 事前にファクシミリで送る場合には、必ず正式な用紙を用い、後日正式な文書を送付する。
- 3 用紙に書く際、「様式第○号」「人事異動」等の文字は入れない。
- 4 氏名の書き方は次の例による。

例
○○ ○○ ○○ ○○
○○ ○○ ○○ ○○

に、²()は監査委員及び人事委員会委員の異動の場合に記載すること。

2 異動日が同じ月であれば「×月×日」等とする。
また、同日であれば「×月×日」等とする。

3 二名の場合は「○○委員及び○○委員」と、三名以上の場合は「○○委員、○○委員及び○○委員」等とする。

4 様式第八号において、任期満了する前に選挙が行われた場合は「×月×日任期満了となるため、×月×日次の者が選挙された。」とする。

様式第十号 (事務所)

××県(市・町・村)

○事務所

平成××年×月×日××を次の位置に設置した(変更した)。

注 年月日は、事務所の位置を定める(変更する)条例の施行期日によること。

三 その他の注意事項

- 1 難しい字は、正確で、わかりやすく書くようにする。
- 2 事前にファクシミリで送る場合には、必ず正式な用紙を用い、後日正式な文書を送付する。
- 3 用紙に書く際、「様式第○号」「人事異動」等の文字は入れない。
- 4 氏名の書き方は次の例による。

例
○○ ○○ ○○ ○○
○○ ○○ ○○ ○○

【人事異動】

○議長（副議長）選挙
○議長（副議長）は、○月○日辞職し（任期満了し）、（欠員であったところ）、○月○日次の者が選挙された。

議長（副議長）
○教育委員会委員（教育長）任命
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が任命された。

○公安委員会委員任命
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が任命された。

○選挙管理委員会委員選挙（補充）
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が選挙（補充）された。

○公安委員会委員
○選挙管理委員会委員
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が選挙（補充）された。

○監査委員選任
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が選任された。

○人事委員会委員選任
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が選任された。

○労働委員会委員任命
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が任命された。

○収用委員会委員任命
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が任命された。

○××委員会委員（監査委員）再任
○委員は、○月○日再任された。

【地方自治事項】

○事務所
平成○年○月○日○○市役所（役場）を次の位置に設置した（変更した）。

○選挙
○月○日知事（市長）の選挙を行った結果、次の者が当選した。

○選挙
○月○日知事（市長）の選挙を行った結果、次の者が当選した。

【人事異動】

○議長（副議長）選挙
○議長（副議長）は、○月○日辞職し（任期満了し）、（欠員であったところ）、○月○日次の者が選挙された。

議長（副議長）
○教育委員会委員任命
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が任命された。

○公安委員会委員任命
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が任命された。

○選挙管理委員会委員選挙（補充）
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が選挙（補充）された。

○公安委員会委員
○選挙管理委員会委員
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が選挙（補充）された。

○監査委員選任
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が選任された。

○人事委員会委員選任
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が選任された。

○労働委員会委員任命
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が任命された。

○収用委員会委員任命
○委員は、○月○日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（欠員であったところ）、○月○日次の者が任命された。

○××委員会委員（監査委員）再任
○委員は、○月○日再任された。

【地方自治事項】

○事務所
平成○年○月○日○○市役所（役場）を次の位置に設置した（変更した）。

○選挙
○月○日知事（市長）の選挙を行った結果、次の者が当選した。

○選挙
○月○日知事（市長）の選挙を行った結果、次の者が当選した。